

広島県告示第二号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第四十七号）第五条第二項の規定によって、広島県立広島がん高精度放射線治療センターの管理を行う指定管理者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定管理者の名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

1 名称及び代表者の氏名

一般社団法人広島県医師会 会長 平松 恵一

2 主たる事務所の所在地

広島市東区二葉の里三丁目二番三号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

主たる事務所の所在地

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
広島市西区観音本町一丁目一番一号			広島市東区二葉の里三丁目二番三号		

三 変更年月日

平成二十七年十一月二十四日